

◇ 資 料 ◇

## 日中比較刑事法セミナー（1）

- I. 中国の金融犯罪に関する刑事立法および  
中国の犯罪論体系に関する資料の掲載に当たって 松宮孝明
- II. 劉憲権  
中国の金融犯罪に関する刑事立法の発展について 張 小寧（訳）
- III. 于改之  
中国の犯罪論体系 張 小寧（訳）

### I. 中国の金融犯罪に関する刑事立法および 中国の犯罪論体系に関する資料の掲載に当たって

立命館大学に事務局を置く刑法読書会では、昨（2012）年4月7日の例会において、中国華東政法大学の劉憲権教授および于改之教授<sup>1)</sup>をお招きして、それぞれ、「中国の金融犯罪に関する刑事立法の発展について」と題する報告と、「中国の犯罪論体系」と題する報告を行っていただいた。張小寧氏<sup>2)</sup>によってここに訳出された資料は、その際の報告を日本語に訳したものである。

この報告をきっかけとして、関西に拠点を置き私もメンバーの一人となっている「経済刑法研究会」と華東政法大学との間で、とくに証券犯罪等に関する経済刑法の比較研究について協力をするという協定が結ばれるなど、関西の刑法学界と中国とくに上海地区の学界との交流が盛んになっている。また、犯罪体系に関する比較研究は、広く、犯罪論や刑罰論等の刑法全体に関する比較研究に及ぶものとして、今後の比較研究の発展を期待させるものである。

両教授の報告は、以上の点で学問的価値の高いものであるので、ここに、資料として掲載させていただくこととした。もちろん、その点については、両教授のご快諾を得ていることを記しておく。

立命館大学大学院法務研究科教授  
松 宮 孝 明

- 
- 1) 于改之教授は、当時は山東大学教授であったが、昨年、華東政法大学に移籍された。
  - 2) 張小寧氏は、2013年3月まで、立命館大学のポスト・ドクトラル・フェローとして、日中の経済刑法の比較研究につきお手伝いをいただいた後、2013年4月に、中国の山東大学威海キャンパスに赴任された。